

えっ、コロナ対策にかかった  
お金が戻ってくる!?

## 立川市 中小事業者事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて着手した

立川市は、対象期間（令和3年4月～申請日）内に  
事業継続のための取組（下記、取組例参照）を実施した、  
市内の中小事業者に対して支援金を支給しています。

受付  
期間

令和3年 令和4年  
**11月1日（月）～2月28日（月）（消印有効）**

申請はお早めに!!

支給  
金額

1事業者あたり **3万円～20万円**

### 支援金の対象となる取組例

これらの取組は一例です。  
詳しくは申請説明書をご覧ください。



従業員向けのマスク・消毒液や、  
空気清浄機等の購入費

新たに開始した  
テイクアウト・  
デリバリー用の  
容器等の購入費

テレワークやオンライン商談等のための  
パソコンやタブレット端末等  
の購入費（上限10万円まで）



### 取組事例の紹介

- ・ タブレット端末代を情報通信機器として申請できたので、キャッシュレス決済を導入できました。（サービス業）
- ・ テイクアウト用の容器代だけでなく、デリバリーサービスの代行手数料も申請できたので助かりました。（飲食業）



# 「立川市 中小事業者事業継続支援金」の対象となる中小事業者

次の1～7の全ての要件を満たす方（売上に関する要件はありません。）

- 1 申請日時時点で立川市内の事業所等で1年以上事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である個人（立川市内に事業所が所在するもの）または法人（立川市内に本店登記があり、かつ、立川市内に事業所が所在するもの）  
・フリーランスの方は、申請日時時点で、1年以上市内在住かつ1年以上市内で事業を営んでいる方  
・不動産収入については、市内に事業所等があり、事業を営んでいる法人に限ります（個人事業主で、不動産収入を主たる事業としている方は対象外となります）。
- 2 令和3年4月1日から申請日まで、新型コロナウイルス感染症の影響により着手した事業継続のための取組<sup>\*</sup>（ガイドラインに基づく感染症対策や、感染症の影響により新たに開始した売上確保のための取組、又はそれらの取組の周知など）に支出した経費がある  
※取組についての詳細は、申請説明書をご確認ください。なお、国や地方公共団体その他公的機関等から補助を受けている経費は本支援金の対象にはなりません。
- 3 令和3年4月1日時点で、経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる
- 4 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない
- 5 申請者が営む事業は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しない
- 6 市税を滞納していない
- 7 過去に当支援金の交付を受けていない（本支援金の申請は1回のみです。）

## 本支援金の注意点

- 本支援金の申請は、郵送受付となります。（「料金受取人払」の様式を封筒に貼っていただければ切手は不要です。）
- 令和3年4月1日から申請日（申請期限：令和4年2月28日）までに、「支払を完了し、かつ納品又は工事が完了した経費」が支援金の対象の取組となります。
- クレジットカードで経費を支払っている場合  
**利用代金の引き落としが完了しないと、本支援金は申請できません！！**ご注意ください。
- 申請書とあわせて領収書等の支払確認書類を添付していただきます。
- 物品等の納品や工事が完了しないと、本支援金は申請できません！！  
**発注前に納期や工期を必ずご確認ください。**  
余裕を持った申請をお願いします。※**申請期限後の提出は、受付できません。**
- パソコン・タブレット端末等の情報通信機器購入費は、合計10万円までを支援対象とします。

申請の際は、

必ず 申請説明書、よくあるお問い合わせ（Q&A） をご確認ください。



申請説明書・よくあるお問い合わせ（Q&A）、申請書等の様式は、立川市ホームページからダウンロードできます。



### 【問い合わせ先】

立川市 産業観光課 商工振興係  
（中小事業者事業継続支援金担当）  
☎042-523-2111 内線 2635・2636